

3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

No	貸付金の種類	貸付利用対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限(最長) ※措置期間経過後	利率	違約金
1	修学資金	— 児童、子	高等学校、専修学校（高等課程） 月額 27,000～52,500円 高等専門学校、短大、大学、専修学校（専門課程） 月額 31,500～146,000円 専修学校（一般課程） 月額 54,000円 大学院 月額132,000～183,000円 学年等、条件により額が異なる	修学期間中	貸付けによる修学終了後6か月間	20年以内 専修学校（一般課程）5年以内	無利子	
2	就学支度資金	— 児童、子	ア 小学校に入学 64,300円 イ 中学校に入学 81,000円 ウ 国公立の高等学校、専修学校の高等課程又は一般課程に入学する場合 （ア）自宅通学 150,000円 （イ）自宅外通学 160,000円 エ 私立の高等学校、専修学校の高等課程に入学する場合 （ア）自宅通学 410,000円 （イ）自宅外通学 420,000円 オ 修業施設に入所する場合 （ア）中学卒業者が当該施設に入所する場合 a 自宅通学 150,000円 b 自宅外通学 160,000円 （イ）高等学校卒業者が当該施設に入所する場合 a 自宅通学 272,000円 b 自宅外通学 282,000円 カ 国公立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学する場合 （ア）自宅通学 410,000円 （イ）自宅外通学 420,000円 （ただし、大学院は自宅・自宅外とも420,000円） キ 私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学する場合 （ア）自宅通学 580,000円 （イ）自宅外通学 590,000円 （ただし、大学院は自宅・自宅外とも590,000円）		中学卒業後6か月間 貸付けによる修学・就業終了後6か月間	20年以内（修学） 5年以内（専修学校（一般課程）及び修業）	無利子	
3	事業開始資金	母、父、寡婦、母子・父子福祉団体	1回につき 3,470,000円（個人分） 5,220,000円（団体分）		貸付けの日から1年間	7年以内	無利子*	
4	事業継続資金	母、父、寡婦、母子・父子福祉団体	1回につき 1,740,000円（個人分） 1,740,000円（団体分）		貸付けの日から6か月間	7年以内	無利子*	
5	技能習得資金	母、父、寡婦	月額 68,000円 特別（自動車運転免許取得）の場合 1回につき 460,000円 特別(その他)の場合 816,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	習得期間満了後1年間	20年以内	無利子*	

延滞元利金につき三・〇%

- ・「寡婦」には、寡婦以外の40歳以上の配偶者のない女子を含みます。
- ・「児童」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳未満の子等を言います。
- ・「子」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳以上の子等を言います。

No	貸付金の種類	貸付利用対象		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限(最長) ※措置期間経過後	利率	違約金
6	修業資金	—	児童、子	月額 68,000円 特別(自動車運転免許取得)の場合 1回につき 460,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	習得期間満了後1年間	20年以内	無利子	延滞元金につき三〇%
7	就職支度資金	母、父、 寡婦	児童	1回につき 105,000円 特別(通勤のための自動車購入)の場合 1回につき 340,000円		貸付けの日から1年間	6年以内	無利子*	
8	医療介護資金	母、父、 寡婦	児童	1回につき 340,000円 特別の場合(所得税非課税世帯) 480,000円		医療又は医療を受ける期間満了後6か月間	5年以内	無利子*	
			—	1回につき 500,000円					
9	生活資金	母、父、 寡婦	技能習得期間中	月額 141,000円	知識技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後6か月間	20年以内	無利子*	
			医療介護期間中	月額 108,000円 (生計中心者でない場合 月額 72,000円)	医療や介護を受けている期間中の1年間	医療又は介護を受ける期間満了後6か月間	5年以内		
			生活安定貸付	月額 108,000円 (生計中心者でない場合 月額 72,000円) 裁判費用 一括1,260,000円	配偶者のない女子又は男子になって7年未満	貸付期間満了後6か月間	8年以内		
			失業期間中	月額 108,000円 (生計中心者でない場合 月額 72,000円)	離職日の翌日から1年以内	貸付期間満了後6か月間	5年以内		
		家計急変	母、父	児童扶養手当受給しておらず、申請月の前月の所得に12を乗じた額が児童扶養手当の所得制限額未満である場合 児童扶養手当に準拠した額(全部支給)の範囲内の金額	原則3か月(最長1年)	貸付期間満了後6か月間	10年以内		
10	転宅資金	母、父、 寡婦	—	1回につき 260,000円		貸付けの日から6か月間	3年以内	無利子*	
11	住宅資金	母、父、 寡婦	—	①補修、保全、改築、建設、購入、増築等通常の場合 1回につき 1,500,000円 ②特別の場合(災害による全壊、老朽化による増改築) 2,000,000円		貸付けの日から6か月間	7年以内	無利子*	
12	結婚資金	—	児童、子	1回につき 320,000円		貸付けの日から6か月間	5年以内	無利子*	

(注)1 事業開始資金については、母子家庭の母等が共同で起業する場合、団体貸付の限度額を適用できます。

2 利率のうち、*を付した資金(就職支度資金については配偶者のいない女子又は男子に係るもの)については、連帯保証人を立てた場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は年1.0%とします。

- ・修学資金、就学支度資金、修業資金及び就職支度資金を借る場合は、借受者である親だけでなく、その資金により就学・就職する者自身も、連帯借受者として契約の当事者となり、償還(返済)の義務を負います。
- ・なお、連帯保証人がいれば、親ではなく本人を借受者とする※ことも可能です。(※20歳未満の児童の場合、法定代理人の同意が必要です。また、小学校・中学校の就学支度資金は対象外です。)